# Ⅰ　旭川市の概況

# 1 沿 革

上川地方には２万年前頃から人の生活が始まっている。

14 世紀前後にアイヌ文化が形成されたが，上川もその文化の担い手であるアイヌの人たちの世界であった。

18 世紀になって，北海道の重要性に注目した当時の徳川幕府は，この地に多くの探検家を送り込んだ。

明治２年に北海道を統括する開拓使が設けられ，蝦夷地を北海道と改称して，11 国 86 郡の行政区画が設定され，上川盆地一体は石狩国上川郡となった。

当時の上川は強風もなく，高燥平坦で肥沃な大地があり，幾数十年も移出できる樹木や試作した穀菜類の成育が優れているという報告に強い印象を受けた司法大輔，岩村通俊卿は，明治 18 年に永山武四郎（屯田兵本部長）とともに近文山に上って国見を行い，この地に「北京を置くの議」を明治 15 年に続き再び政府に提出した。

明治 22 年には岩村長官の後任となった第二代北海道庁長官永山武四郎の建議に対して，当時の宮内大臣から総理大臣に「上川郡のうちに他日一都府を立て，離宮を設けるよう仰せいだされ候」との宣達が出されたが，計画は日の目を見ることなく，歴史の中に消え，今も幻の上川離宮を物語る碑が建っている。

「旭川」という地名は開村の告示で村名として登場したのが最初である。

地名の由来については，忠別川のアイヌ語で「チュプ・ペッ」を語源にしている説がよく知られている。「チュプ」は「日」の，「ペッ」は「川」の意味で，「日」を「旭」に置き換えて「旭川」と意訳して名付けたといわれているが，諸説があって定かではない。

本市は，明治 23 年９月 20 日に上川郡に初めて旭川村，永山村，神居村の３村が置かれ，明治 24 年から開発の尖兵として屯田兵が入植し，旭川は上川の中心として開拓が進められた。

明治 31 年には鉄道が開通，明治 33 年には旭川村から旭川町に改称され，翌年札幌から第七師団が移駐するなど，産業・経済の基盤が成立し，道北の要としての使命を担ってきた。さらに先人たちの偉大な努力により大正 11 年８月市制施行，昭和 30 年から近隣町村との合併が進み，昭和 45 年に人口 30 万人，昭和 58 年には人口 36 万人を超え，北海道では札幌に次ぐ第２の都市となった。

また，主要国道４本，ＪＲ４線の始終点となっているほか，平成２年 10 月，道央自動車道が旭川まで開通，さらに平成９年２月，旭川空港 2,500m 滑走路が供用開始されるなど，北北海道の中核都市のみならず，道北・道東地域の商業流通の拠点都市として着実に発展を遂げている。

平成 12 年４月１日，道内初の中核市に移行するとともに，「世界にきらめくいきいき旭川～笑顔と自然あふれる北の拠点～」を目指す都市像として掲げ，市民が高い志と誇りを持ちながら，いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めている。

## 2 位置と地勢

旭川市は北海道のほぼ中央に位置し，東経142度21分，北緯43度46分（市役所位置）に当たる。

東は東神楽町，当麻町，上川町及び東川町に，西は深川市に，南は芦別市及び美瑛町に，北は鷹栖町，比布町，和寒町及び幌加内町に接している。

面積は，747.66㎢を擁し，地形は，海面上約112.1m（市役所位置）の高原地帯で地勢は一般に平坦である。秀麗大雪を望む上川盆地の中心で，大雪山連峰を水源とする石狩川が市の中央部を貫流し，牛朱別川・忠別川・美瑛川と合流する「川のまち」であり，北海道自然博物園ともいえる神居古潭の景勝をつくっている。

気候は，上川盆地の中心部に位置することから，典型的な内陸型気候条件を有しており，夏には気温が30度を超える反面，厳冬期には氷点下20度を下回る日もあり，その差が約50～60度に達するなど，極めて四季の変化に富んだ地域であるが，有感地震，風水害ともまれである。

また，降雪期間は年間約５か月間に及んでおり，北方地域としての特性を持っている。

| | | |
|---|---|---|
| 人　口 | 317,587人 | （令和６年８月１日現在） |
| 世帯数 | 177,551世帯 | （令和６年８月１日現在） |

# Ⅱ　教育委員会の組織

# 1 教育長及び委員

（令和６年５月１日現在）

| 役　職　名 | 氏　名 | 職　業 | 任　期 | 就任年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 教　育　長 | 野　﨑　　幸　宏 | ― | R 4.12.13～R 7.12.12 | R 4.10. 7 |
| 教育長職務代理者 | 本　田　　哲　嗣 | 無　　職 | R 2.10.14～R 6.10.13 | H28.10.14 |
| 委　　員 | 近　藤　　美　保 | 薬 剤 師 | R 3.11.10～R 7.11. 9 | H28.10.14 |
| 委　　員 | 山　崎　　與　吉 | 会社役員 | R 5.10.19～R 9.10.18 | R元.10.19 |
| 委　　員 | 坂　田　　葉　子 | 医　　師 | R 4.10.11～R 8.10.10 | R 4.10.11 |

# 2 教育委員会会議（令和5年4月～令和6年3月）

## （１）開催数及び付議事項数

| 区　　分 | 開 催 数 | 付議事項数 |
|---|---|---|
| 定　例　会 | 12 | 130 |
| 臨　時　会 | 3 | 10 |
| 合　　計 | 15 | 140 |

## （２）開催状況

| 会　議　名 | 開　催　日 | 付議事項数 |
|---|---|---|
| 令和５年４月定例 | R5. 4.25 | 13 |
| 令和５年５月定例 | R5. 5.30 | 13 |
| 令和５年６月定例 | R5. 6.25 | 6 |
| 令和５年７月定例 | R5. 7.28 | 14 |
| 令和５年８月第１回臨時 | R5. 8. 1 | 1 |
| 令和５年８月定例 | R5. 8. 8 | 9 |
| 令和５年８月第２回臨時 | R5. 8.22 | 6 |
| 令和５年９月定例 | R5. 9. 8 | 5 |
| 令和５年10月定例 | R5.10.24 | 8 |
| 令和５年11月定例 | R5.11.28 | 14 |
| 令和５年12月定例 | R5.12.26 | 8 |
| 令和６年１月定例 | R6. 1.23 | 10 |
| 令和６年２月定例 | R6. 2. 6 | 15 |
| 令和６年２月第１回臨時 | R6. 2.22 | 3 |
| 令和６年３月定例 | R6. 3.26 | 15 |

# 3 行政組織

（令和６年４月１日現在）

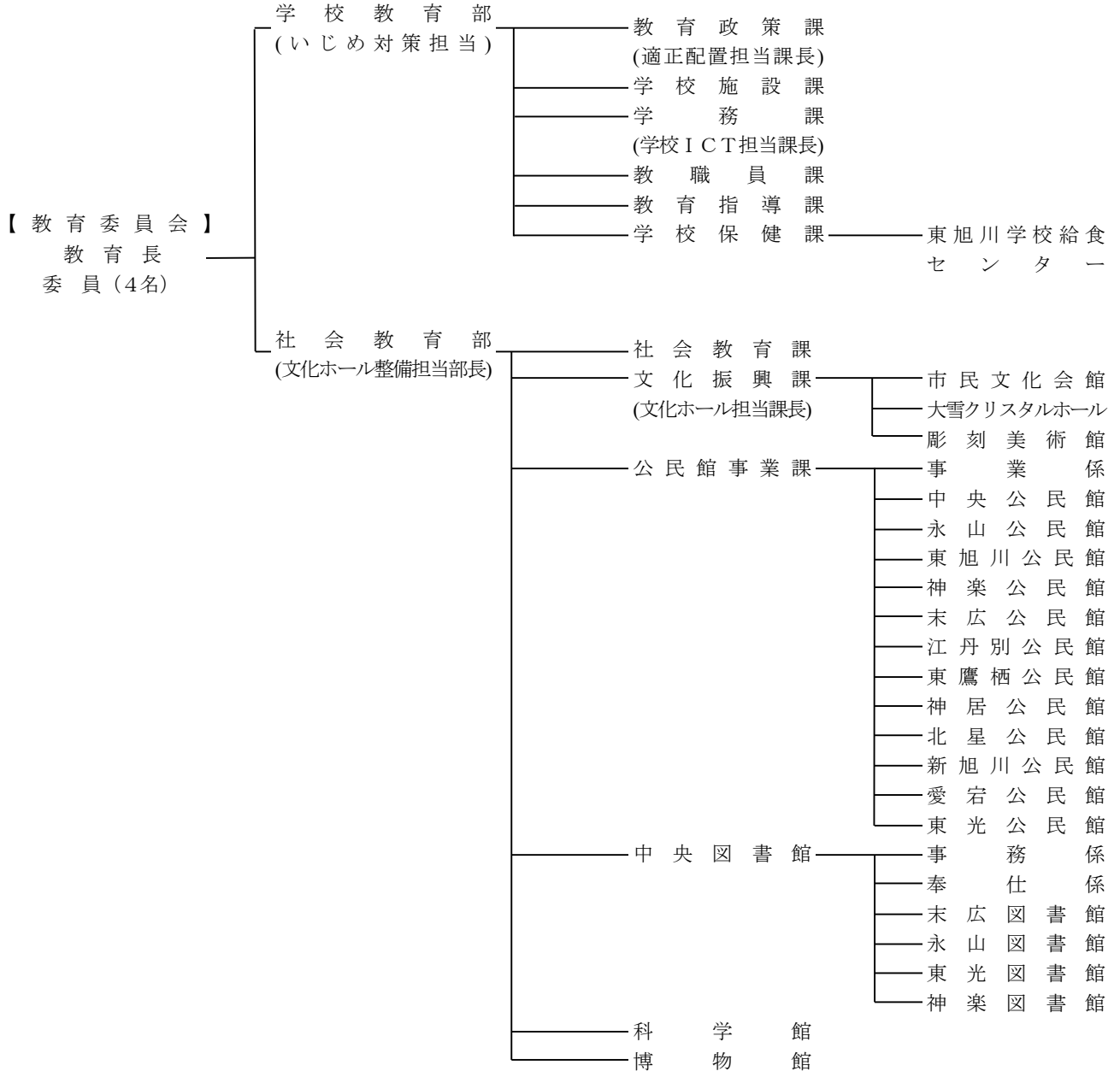

# 4 事務分掌

## 学校教育部

### 主幹付（いじめ対策担当）

（１） いじめの防止等の対策の企画，調整等に関すること。
（２） いじめの未然防止の取組に関すること。
（３） いじめの早期発見の取組に関すること。
（４） いじめ事案への対処の取組に関すること。

### 教育政策課

（１） 教育委員会の会議に関すること。
（２） 教育行政の企画，立案及び調整に関すること。
（３） 規則等の審査並びに制定及び改廃に関すること。
（４） 公告式に関すること。
（５） 教育委員会所管に係る予算の編成，決算の総括及び調整に関すること。
（６） 部内の予算の管理に関すること。
（７） 部内事務事業等の進行管理に関すること。
（８） 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。
（９） 部内事務事業等の市民参加及び広聴広報に関すること。
(10) 陳情及び請願に関すること。
(11) 教育行政に関する相談に関すること。
(12) 地方教育費及び教育行政費の調査又は報告に関すること。
(13) 渉外及び儀式に関すること。
(14) 事務局及び教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
(15) 部内所属職員の服務等に関すること。
(16) 部内の事務改善及び職場研修に関すること。
(17) 事務局の総合調整に関すること。
(18) 職員団体に関すること。
(19) 公印に関すること。
(20) 事務局及び部内文書の管理に関すること。
(21) 部所属財産の総括に関すること。
(22) 小中学校の物品，中央図書館及び地区図書館の閲覧用図書，博物館の陳列物品並びに井上靖記念館の展示資料の管理指導に関すること。
(23) 小中学校の適正配置に関すること。
(24) 小中学校の設置及び廃止に関すること。
(25) 通学区域に関すること。
(26) その他部内他課係に属しないこと。

### 学校施設課

（１） 小中学校の施設整備計画に関すること。
（２） 小中学校校舎及び屋内運動場の新増築，改築及び大規模改造に関すること。
（３） 小中学校屋外教育環境施設，学校体育諸施設等の整備に関すること。
（４） 小中学校施設整備に係る補助，起債等に関すること。
（５） 小中学校施設及び附帯設備の維持管理，改修及び修繕に関すること。

（６） 小中学校施設の防衛施設周辺防音事業等に関すること。
（７） 小中学校施設の警備に関すること。
（８） 小中学校施設による電波障害の改善対策に関すること。
（９） 小中学校教育用財産（物品を除く。）の取得及び処分に関すること。
(10) 小中学校施設台帳の整備に関すること。
(11) 小中学校施設の実態調査に関すること。
(12) 小中学校施設の使用に関すること。
(13) 小中学校施設の事故報告に関すること。
(14) 教員住宅に関すること。
(15) 小中学校の環境の整備その他の用務の指導助言等に関すること。

**学務課**

（１） 学齢児童生徒の就学並びに入学，転学及び退学に関すること。
（２） 教科書，副読本その他教材の取扱いに関すること。
（３） 特別支援教育の振興及び調整に関すること。
（４） 学校行事に関すること。
（５） 小中学校の教材，教具等の整備に関すること。
（６） 就学援助に関すること。
（７） 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。
（８） 小中学校のＩＣＴ環境の整備に関すること。
（９） 小中学校のＩＣＴ環境の維持管理に関すること。

**教職員課**

（１） 教職員の任免及び給与の内申に関すること。
（２） 教職員の服務並びに分限及び懲戒の内申に関すること。
（３） 教職員の研修に関すること。
（４） 教職員の免許状の進達に関すること。
（５） 教職員の福利厚生に関すること。
（６） 小中学校の組織編制に関すること。
（７） 教職員の表彰，叙勲等の進達に関すること。
（８） 教職員の職員団体に関すること。
（９） 教職員の人事評価制度に関すること。

**教育指導課**

（１） 教育課程，学習指導，生徒指導，教材等の取扱いその他学校運営の指導助言に関すること。
（２） 小中学校教育の専門的事項の指導助言に関すること。
（３） 学校訪問指導の計画及び実施に関すること。
（４） 教育内容及び教育方法等の調査研究に関すること。
（５） 児童生徒の事故報告に関すること。
（６） 教職員の研修会の企画及び運営に関すること。

**学校保健課**

（１） 小中学校の衛生管理に関すること。
（２） 児童生徒の健康管理に関すること。

（３） 就学時の健康診断及び健康相談に関すること。
（４） 学校保健会に関すること。
（５） 学校医に関すること。
（６） 児童生徒の交通安全及び通学路の安全に関すること。
（７） 学校給食の総合計画に関すること。
（８） 学校給食の開設，変更及び廃止に関すること。
（９） 学校給食の備品及び器材に関すること。
(10) 学校給食基幹物質の申請及び配分計画に関すること。
(11) 学校給食物資共同購入委員会に関すること。
(12) 学校給食に係る指導助言等に関すること。
(13) 学校給食適正給食費の算出に関すること。
(14) 学校給食献立作成に関すること。
(15) 学校給食栄養調査及び研究に関すること。

**【東旭川学校給食センター】**
（１） 東旭川学校給食センターの予算及び決算に関すること。
（２） 物品の保管に関すること。
（３） 施設及び設備の管理に関すること。
（４） 学校給食運営委員会に関すること。
（５） 食材料の鮮度，計量等の検査に関すること。
（６） 献立及び栄養に関すること。
（７） 給食の調理供給に関すること。
（８） 保健衛生に関すること。
（９） その他庶務に関すること。

## 社会教育部

### 社会教育課

（１） 社会教育の計画に関すること。
（２） 社会教育に係る企画及び調整に関すること。
（３） 生涯学習推進本部に関すること。
（４） 社会教育委員に関すること。
（５） 社会教育機関及び団体との連絡調整に関すること。
（６） 社会教育関係団体の育成指導に関すること。
（７） 社会教育施設の設置に関すること。
（８） 部内所属職員の服務等に関すること。
（９） 部内の事務改善及び職場研修に関すること。
(10) 部内の予算編成及び執行管理に関すること。
(11) 部内の事務事業等の企画，調整及び進行管理に関すること。
(12) 部内の事務事業等の市民参加及び広聴広報に関すること。
(13) 部長公印及び部内文書管理に関すること。
(14) その他部内他課係に属しないこと。

### 文化振興課

（１） 学術，芸術その他の文化の振興に関すること。
（２） 文化団体の育成指導等に関すること。

（3） 文化財の保護等に関すること。
（4） ユネスコ活動に関すること。
（5） 文化財審議会に関すること。

**【旭川市民文化会館】**
（1） 会館の運営計画に関すること。
（2） 会館の使用許可に関すること。
（3） 会館の管理に関すること。
（4） 会館の庶務に関すること。
（5） 公印及び文書管理に関すること。
（6） 各種公演，展示等の企画及び実施に関すること。
（7） 舞台等の利用に係る相談及び指導に関すること。
（8） 舞台機構の操作に関すること。
（9） 市民文化会館運営審議会に関すること。
(10) その他会館に関すること。

**【旭川市大雪クリスタルホール】**
（1） 音楽堂及び国際会議場の運営計画に関すること。
（2） 音楽堂及び国際会議場の使用許可に関すること。
（3） クリスタルホールの管理に関すること。
（4） クリスタルホール（博物館を除く。以下同じ。）の庶務に関すること。
（5） 公印及びクリスタルホールの文書管理に関すること。
（6） 音楽堂及び国際会議場に係る公演，会議等に関すること。
（7） 音楽堂に係る自主事業の企画及び実施に関すること。
（8） 音楽堂等運営協議会に関すること。
（9） その他博物館に属しないこと。

**【中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館】**
（1） 彫刻及び彫刻に係る美術の振興に関すること。
（2） 彫刻美術館の運営計画に関すること。
（3） 彫刻美術館の観覧及び使用に関すること。
（4） 彫刻美術館の庶務に関すること。
（5） 公印及び文書管理に関すること。
（6） 作品等の収集，保管，展示及び調査研究に関すること。
（7） 作品等の説明，指導及び助言に関すること。
（8） 作品等に係る図録等資料の作成頒布に関すること。
（9） 作品等に係る講演会等の企画及び実施に関すること。
(10) 彫刻美術館協議会に関すること。
(11) その他彫刻美術館に関すること。

**公民館事業課**

**【事業係】**
（1） 公民館事業の推進及び調整に関すること。
（2） 公民館の維持管理及び利用促進の総括及び調整に関すること。
（3） 生涯学習活動団体の育成指導等の推進及び調整に関すること。
（4） 公民館の庶務事務の総括及び事業活動に係る連絡調整に関すること。
（5） 公民館運営協議会に関すること。

（６） 学習機会の企画及び実施に関すること。

**【公民館】**

（１） 公民館の運営計画に関すること。
（２） 公民館の使用承認に関すること。
（３） 公民館の管理に関すること。
（４） 公民館の庶務に関すること。
（５） 公印及び文書管理に関すること。
（６） 公民館の利用促進に関すること。
（７） 学習機会の企画及び実施に関すること。
（８） 社会教育関係団体の支援及び生涯学習活動団体の育成指導等に関すること。
（９） 公民館分館に関すること（分館を置く公民館に限る。）。
(10) その他公民館に関すること。

## 旭川市中央図書館

**【事務係】**

（１） 図書館の運営計画に関すること。
（２） 図書館の管理に関すること。
（３） 図書館の庶務に関すること。
（４） 公印及び文書管理に関すること。
（５） 地区図書館及び図書館分室との庶務事務に係る連絡調整に関すること。
（６） 協議会に関すること。
（７） その他他係に属しないこと。

**【奉仕係】**

（１） 図書館資料の収集，整理及び保存に関すること。
（２） 図書館資料の利用に関すること。
（３） 集会，展示等の企画及び実施に関すること。
（４） 郷土資料等の出版に関すること。
（５） 読書の普及啓発に関すること。
（６） 図書館資料の館外奉仕活動に関すること。
（７） 地区図書館及び図書館分室との奉仕活動に係る連絡調整に関すること。
（８） その他奉仕活動に関すること。

**【地区図書館】**

（１） 地区図書館の運営計画に関すること。
（２） 地区図書館の庶務に関すること。
（３） 公印及び文書管理に関すること。
（４） 図書館資料の収集及び整理に関すること。
（５） 図書館資料の利用に関すること。
（６） 集会，展示等の企画及び実施に関すること。
（７） 読書の普及啓発に関すること。
（８） その他地区図書館に関すること。

## 旭川市科学館

（１） 科学館の運営計画に関すること。

（２） 科学館の観覧及び使用に関すること。
（３） 科学館の展示に関すること。
（４） 科学館の講座，実験実習その他の事業に関すること。
（５） 科学館の調査研究及び資料作成に関すること。
（６） 科学館のプラネタリウム，天文台及び野外自然観察空間に関すること。
（７） 科学館の施設・設備の保守点検及び維持管理に関すること。
（８） 科学館の庶務に関すること。
（９） 公印及び文書管理に関すること。
(10) 協議会に関すること。
(11) その他科学館に関すること。

**旭川市博物館**

（１） 博物館の運営計画に関すること。
（２） 博物館の観覧及び使用に関すること。
（３） 博物館の展示に関すること。
（４） 博物館の講座，実験実習その他の事業に関すること。
（５） 博物館の調査研究及び資料作成に関すること。
（６） 博物館の分館に関すること。
（７） 博物館の施設・設備の保守点検及び維持管理に関すること。
（８） 博物館の庶務に関すること。
（９） 公印及び文書管理に関すること。
(10) 博物館協議会に関すること。
(11) その他博物館に関すること。

# Ⅲ　令和6年度予算

# 1 令和6年度旭川市予算(当初)

## （1）令和６年度旭川市当初予算（総括表）

（単位：千円）

| 会計名＼年度別・区分 | | 令和６年度 | 令和５年度 | 増減 | 増減率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般会計 | | 171,570,000 | 169,270,000 | 2,300,000 | 1.4 |
| 特別会計 | 国民健康保険事業 | 35,683,988 | 35,933,356 | △249,368 | △0.7 |
| | 動物園事業 | 1,914,467 | 1,792,034 | 122,433 | 6.8 |
| | 公共駐車場事業 | 95,451 | 84,819 | 10,632 | 12.5 |
| | 育英事業 | 278,521 | 233,366 | 45,155 | 19.3 |
| | 介護保険事業 | 37,931,438 | 36,727,173 | 1,204,265 | 3.3 |
| | 母子福祉資金等貸付事業 | 280,012 | 226,499 | 53,513 | 23.6 |
| | 後期高齢者医療事業 | 6,539,988 | 5,968,296 | 571,692 | 9.6 |
| | 水道事業 | 13,042,571 | 13,064,741 | △22,170 | △0.2 |
| | 下水道事業 | 14,710,325 | 14,259,521 | 450,804 | 3.2 |
| | 病院事業 | 15,983,115 | 15,397,323 | 585,792 | 3.8 |
| | 小計 | 126,459,876 | 123,687,128 | 2,772,748 | 2.2 |
| 合計 | | 298,029,876 | 292,957,128 | 5,072,748 | 1.7 |

## （2）令和６年度旭川市一般会計当初予算（歳入・歳出）

（単位：千円，％）

| 歳入 款別 | 予算額 | 構成比 | 歳出 款別 | 予算額 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市税 | 40,000,000 | 23.3 | 議会費 | 466,125 | 0.3 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 12,993 | 0.0 | 総務費 | 9,276,928 | 5.4 |
| 自動車取得税交付金 | 1 | 0.0 | 民生費 | 77,644,743 | 45.3 |
| 環境性能割交付金 | 117,000 | 0.1 | 衛生費 | 13,647,775 | 8.0 |
| 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 272,100 | 0.2 | 労働費 | 94,034 | 0.1 |
| | | | 農林水産業費 | 1,858,128 | 1.1 |
| 地方特例交付金 | 1,521,000 | 0.9 | 商工費 | 7,925,423 | 4.6 |
| 地方交付税 | 36,418,000 | 21.2 | 土木費 | 14,662,305 | 8.5 |
| 交通安全対策特別交付金 | 52,000 | 0.0 | 消防費 | 1,063,639 | 0.6 |
| | | | 教育費 | 8,360,301 | 4.9 |
| 地方譲与税 | 1,503,102 | 0.9 | 災害復旧費 | 58,300 | 0.0 |
| 利子割交付金 | 8,000 | 0.0 | 公債費 | 17,232,299 | 10.0 |
| 配当割交付金 | 116,000 | 0.1 | 職員費 | 19,230,000 | 11.2 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 140,000 | 0.1 | 予備費 | 50,000 | 0.0 |
| 法人事業税交付金 | 671,000 | 0.4 | | | |
| 地方消費税交付金 | 8,675,000 | 5.0 | | | |
| 分担金及び負担金 | 406,936 | 0.2 | | | |
| 使用料及び手数料 | 3,202,306 | 1.9 | | | |
| 国庫支出金 | 39,802,055 | 23.2 | | | |
| 道支出金 | 12,339,536 | 7.2 | | | |
| 財産収入 | 206,750 | 0.1 | | | |
| 寄附金 | 2,992,866 | 1.8 | | | |
| 繰入金 | 4,111,918 | 2.4 | | | |
| 繰越金 | 1 | 0.0 | | | |
| 諸収入 | 10,522,436 | 6.1 | | | |
| 市債 | 8,479,000 | 4.9 | | | |
| 歳入合計 | 171,570,000 | 100.0 | 歳出合計 | 171,570,000 | 100.0 |

# 2 教育予算

## （１）旭川市一般会計予算と教育費の推移

（単位：千円）

| 区分／年度 | 当初予算額 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 一般会計 | 教育費 | | 対前年度増減 |
| | | 予算額 | 一般会計に占める比率 | |
| H29 | 158,850,000 | 8,687,181 | 5.5% | △310,929 |
| H30 | 155,310,000 | 8,746,106 | 5.6% | 58,925 |
| R 元 | 157,070,000 | 9,399,781 | 6.0% | 653,675 |
| R２ | 155,230,000 | 8,287,894 | 5.3% | △1,111,887 |
| R３ | 160,130,000 | 7,987,564 | 5.0% | △300,330 |
| R４ | 165,810,000 | 8,147,242 | 4.9% | 159,678 |
| R５ | 169,270,000 | 8,542,414 | 5.0% | 395,172 |
| R６ | 171,570,000 | 8,360,301 | 4.9% | △182,113 |

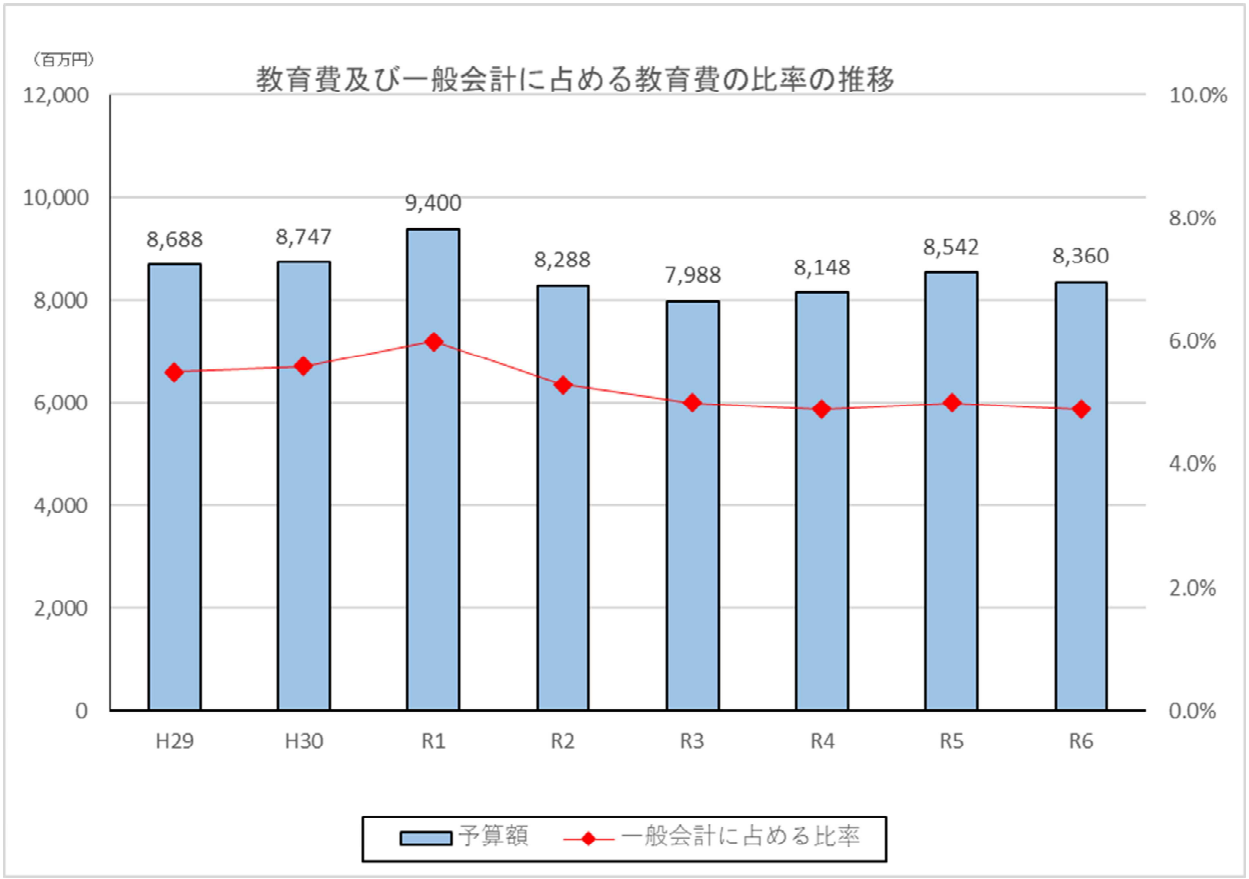

## （２）令和６年度教育予算（当初）

（単位：千円）

| 項　　目 | 教　育　費 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和６年度 | 財源内訳 | | 令和５年度 | 増　減 |
| | | 特定財源 | 一般財源 | | |
| 10款　教育費 | 8,360,301 | 1,419,601 | 6,940,700 | 8,542,414 | △182,113 |
| （教育委員会所管） | 7,187,746 | 735,622 | 6,452,124 | 7,387,835 | △200,089 |
| （学校教育部所管） | 5,472,300 | 357,398 | 5,114,902 | 5,802,323 | △330,023 |
| （社会教育部所管） | 1,715,446 | 378,224 | 1,337,222 | 1,585,512 | 129,934 |
| （総務部所管） | 2,350 | 0 | 2,350 | 2,350 | 0 |
| （子育て支援部所管） | 43,860 | 21,180 | 22,680 | 42,290 | 1,570 |
| （観光スポーツ交流部所管） | 1,126,345 | 662,799 | 463,546 | 1,109,939 | 16,406 |
| 1項　教育総務費 | 196,184 | 7,060 | 189,124 | 160,772 | 35,412 |
| 1　教育委員会費 | 5,944 | 0 | 5,944 | 6,015 | △71 |
| 2　事務局費 | 101,450 | 47 | 101,403 | 80,088 | 21,362 |
| 3　教育指導費 | 73,490 | 7,013 | 66,477 | 59,369 | 14,121 |
| 4　教育研修センター費 | 15,300 | 0 | 15,300 | 15,300 | 0 |
| 2項　小学校費 | 3,735,630 | 268,354 | 3,467,276 | 4,172,644 | △437,014 |
| 1　学校管理費 | 1,505,106 | 94,502 | 1,410,604 | 1,297,156 | 207,950 |
| 2　教育振興費 | 978,023 | 46,514 | 931,509 | 792,752 | 185,271 |
| 3　維持修繕費 | 1,031,199 | 15,238 | 1,015,961 | 1,244,554 | △213,355 |
| 4　学校建設費 | 221,302 | 112,100 | 109,202 | 838,182 | △616,880 |
| 3項　中学校費 | 1,413,459 | 81,525 | 1,331,934 | 1,337,040 | 76,419 |
| 1　学校管理費 | 526,992 | 39,472 | 487,520 | 461,681 | 65,311 |
| 2　教育振興費 | 372,415 | 18,705 | 353,710 | 356,302 | 16,113 |
| 3　維持修繕費 | 511,127 | 23,348 | 487,779 | 509,857 | 1,270 |
| 4　学校建設費 | 2,925 | 0 | 2,925 | 9,200 | △6,275 |
| 4項　幼稚園費 | 12,987 | 0 | 12,987 | 13,889 | △902 |
| 1　振興費 | 12,987 | 0 | 12,987 | 13,889 | △902 |
| 5項　社会教育費 | 1,715,446 | 378,224 | 1,337,222 | 1,585,512 | 129,934 |
| 1　社会教育総務費 | 139,784 | 53,782 | 86,002 | 150,407 | △10,623 |
| 2　公民館費 | 271,197 | 18,794 | 252,403 | 269,879 | 1,318 |
| 3　図書館費 | 389,050 | 47,450 | 341,600 | 314,292 | 74,758 |
| 4　博物科学館費 | 271,446 | 44,072 | 227,374 | 305,827 | △34,381 |
| 5　市民文化会館費 | 288,363 | 87,232 | 201,131 | 241,833 | 46,530 |
| 6　大雪クリスタルホール費 | 286,521 | 119,998 | 166,523 | 215,640 | 70,881 |
| 7　彫刻美術館費 | 69,085 | 6,896 | 62,189 | 87,634 | △18,549 |
| 6項　保健体育費 | 1,253,372 | 663,258 | 590,114 | 1,241,806 | 11,566 |
| 1　保健体育総務費 | 1,126,345 | 662,799 | 463,546 | 1,109,939 | 16,406 |
| 2　学校給食共同調理所費 | 127,027 | 459 | 126,568 | 131,867 | △4,840 |
| 7項　私立学校等振興費 | 33,223 | 21,180 | 12,043 | 30,751 | 2,472 |
| 1　私立学校等振興費 | 33,223 | 21,180 | 12,043 | 30,751 | 2,472 |

## （３）事業費一覧（教育委員会所管分・当初予算）

### ア　学校教育部所管事業

【10 款　教育費】　（単位：千円）

| | 事　業　名 | 令和６年度事業費 | 財源内訳 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 教育総務費 | 管理事務費（委員会） | 5,944 | 0 | 5,944 |
| | 管理事務費（事務局） | 12,328 | 0 | 12,328 |
| | 小・中学校適正配置推進費 | 117 | 0 | 117 |
| | 廃校校舎等跡利用推進費 | 41 | 41 | 0 |
| | 公の施設（学校施設）建設基金積立金 | 5,876 | 6 | 5,870 |
| | 学校ＩＣＴ環境整備費 | 83,088 | 0 | 83,088 |
| | 教育支援センター運営費 | 16,851 | 1,353 | 15,498 |
| | 英語教育推進費 | 37,454 | 0 | 37,454 |
| | 伝統文化体験費 | 498 | 0 | 498 |
| | 豊かな心を育成する教育推進費 | 300 | 0 | 300 |
| | 教育支援活動促進費 | 344 | 0 | 344 |
| | 小中連携一貫コミュニティ・スクール推進費 | 1,610 | 19 | 1,591 |
| | 教育指導費 | 3,211 | 0 | 3,211 |
| | いじめ問題対策推進費 | 13,222 | 5,641 | 7,581 |
| | 上川教育研修センター運営負担金 | 15,300 | 0 | 15,300 |
| 小学校費 | 管理事務費（教育政策課） | 16,185 | 120 | 16,065 |
| | 管理事務費（学務課） | 9,297 | 0 | 9,297 |
| | 学校給食管理費 | 734,893 | 7,198 | 727,695 |
| | 給食施設整備費 | 16,900 | 12,600 | 4,300 |
| | 食事環境整備費 | 5,991 | 0 | 5,991 |
| | 学校給食支援システム管理費 | 13,164 | 0 | 13,164 |
| | 学校給食費支援費 | 73,386 | 73,386 | 0 |
| | 学校用務管理費 | 434,616 | 0 | 434,616 |
| | 学校運営充実費 | 192,057 | 1,198 | 190,859 |
| | 富沢ふれあいの家管理費 | 4,635 | 0 | 4,635 |
| | 学校移転整備費 | 3,982 | 0 | 3,982 |
| | 教育振興費 | 1,520 | 0 | 1,520 |
| | 社会科副読本整備費 | 2,529 | 0 | 2,529 |
| | 教科書指導書購入費 | 114,848 | 0 | 114,848 |
| | 各種大会選手派遣等推進費 | 476 | 0 | 476 |
| | 学校図書館活性化推進費 | 52,931 | 0 | 52,931 |
| | むし歯予防対策費 | 1,469 | 0 | 1,469 |
| | 学校保健活動費 | 97,890 | 105 | 97,785 |
| | 少人数学級編制費 | 30,394 | 0 | 30,394 |
| | 特別支援教育振興費 | 33,396 | 15,212 | 18,184 |
| | 特別支援教育推進費 | 235,735 | 17,308 | 218,427 |
| | 情報教育設備整備費 | 107,102 | 0 | 107,102 |
| | 統廃合等通学支援費 | 50,569 | 2,339 | 48,230 |
| | 就学助成費 | 236,702 | 11,550 | 225,152 |
| | 教職員活動費 | 3,056 | 0 | 3,056 |
| | 各種教育研究大会開催補助金 | 160 | 0 | 160 |
| | 教職員健康増進費 | 7,481 | 0 | 7,481 |
| | 教職員健康管理医事業費 | 1,765 | 0 | 1,765 |
| | ＰＣＢ廃棄物処理費 | 768 | 0 | 768 |
| | 学校施設管理費 | 934,079 | 9,638 | 924,441 |
| | 学校施設補修費 | 84,892 | 0 | 84,892 |
| | 学校施設改修費 | 7,600 | 5,600 | 2,000 |
| | 学校施設冷房設備整備費 | 3,860 | 0 | 3,860 |

| | 事　業　名 | 令和６年度事業費 | 財源内訳 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 特定財源 | 一般財源 |
| | 国有地借上費 | 4,604 | 0 | 4,604 |
| | 高台小学校ＰＦＩ整備費 | 73,068 | 0 | 73,068 |
| | 学校施設大規模改造費 | 20,000 | 20,000 | 0 |
| | 豊岡小学校増改築費 | 280 | 0 | 280 |
| | 永山西小学校増改築費 | 123,350 | 92,100 | 31,250 |
| 中学校費 | 管理事務費（教育政策課） | 2,105 | 154 | 1,951 |
| | 管理事務費（学務課） | 2,387 | 0 | 2,387 |
| | 学校給食管理費 | 134,148 | 41 | 134,107 |
| | 給食施設整備費 | 490 | 0 | 490 |
| | 食事環境整備費 | 2,519 | 0 | 2,519 |
| | 学校給食費支援費 | 38,263 | 38,263 | 0 |
| | 学校用務管理費 | 228,153 | 0 | 228,153 |
| | 学校運営充実費 | 113,985 | 1,014 | 112,971 |
| | 学校移転整備費 | 4,942 | 0 | 4,942 |
| | 教育振興費 | 1,470 | 0 | 1,470 |
| | 中学校教科書採択費 | 2,565 | 0 | 2,565 |
| | スクールカウンセラー活用推進費 | 15,743 | 0 | 15,743 |
| | 体育・文化活動推進費 | 723 | 0 | 723 |
| | 各種大会選手派遣等推進費 | 9,455 | 0 | 9,455 |
| | 学校図書館活性化推進費 | 18,784 | 0 | 18,784 |
| | 学校保健活動費 | 48,467 | 0 | 48,467 |
| | 特別支援教育振興費 | 19,079 | 9,489 | 9,590 |
| | 情報教育設備整備費 | 58,478 | 0 | 58,478 |
| | 就学助成費 | 185,062 | 4,748 | 180,314 |
| | 教職員活動費 | 587 | 0 | 587 |
| | 各種教育研究大会開催補助金 | 400 | 0 | 400 |
| | 教職員健康増進費 | 3,763 | 0 | 3,763 |
| | 教職員健康管理医事業費 | 883 | 0 | 883 |
| | 部活動指導員配置促進費 | 6,956 | 4,468 | 2,488 |
| | 学校施設管理費 | 445,834 | 10,948 | 434,886 |
| | 学校施設補修費 | 30,645 | 0 | 30,645 |
| | 学校施設大規模改修費 | 26,998 | 9,000 | 17,998 |
| | 学校施設改修費 | 5,450 | 3,400 | 2,050 |
| | 学校施設冷房設備整備費 | 2,200 | 0 | 2,200 |
| | 国有地借上費 | 2,925 | 0 | 2,925 |
| 保健体育費 | 東旭川学校給食センター管理費 | 127,027 | 459 | 126,568 |

## イ　社会教育部所管事業

【10 款　教育費】　（単位：千円）

| | 事　業　名 | 令和６年度事業費 | 財源内訳 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 特定財源 | 一般財源 |
| 社会教育総務費 | 社会教育振興費 | 19,692 | 0 | 19,692 |
| | 生涯学習振興費 | 1,246 | 15 | 1,231 |
| | ジオパーク構想推進費 | 16,100 | 0 | 16,100 |
| | 地域学校協働活動推進費 | 189 | 63 | 126 |
| | 文化振興費 | 4,223 | 0 | 4,223 |
| | 常磐館管理費 | 21,460 | 1,673 | 19,787 |
| | 文化芸術活動振興費 | 20,267 | 1,647 | 18,620 |
| | 文化芸術振興基金積立金 | 6,483 | 6,483 | 0 |
| | 旭川ミュージックウィーク開催負担金 | 4,500 | 4,500 | 0 |
| | 文化財保存費 | 2,561 | 0 | 2,561 |
| | 優佳良織普及促進事業補助金 | 4,329 | 2,465 | 1,864 |
| | アイヌ施策推進費 | 12,190 | 10,392 | 1,798 |
| | アイヌ施策推進基金積立金 | 26,544 | 26,544 | 0 |
| 公民館費 | 公民館管理費 | 197,979 | 18,509 | 179,470 |
| | 神楽市民交流センター管理費 | 59,893 | 253 | 59,640 |
| | 公民館事業活動費 | 5,181 | 32 | 5,149 |
| | 地域を支えるシニア世代人材育成費 | 8,051 | 0 | 8,051 |
| | 公民館補修費 | 93 | 0 | 93 |
| 図書館費 | 図書館管理費 | 292,651 | 1,250 | 291,401 |
| | 図書資料整備費 | 43,475 | 0 | 43,475 |
| | 図書館事業活動費 | 1,524 | 0 | 1,524 |
| | 図書館補修費 | 51,400 | 46,200 | 5,200 |
| 博物科学館費 | 科学館管理費 | 232,295 | 21,994 | 210,301 |
| | 科学館事業活動費 | 2,077 | 1,931 | 146 |
| | プラネタリウム整備費 | 7,920 | 0 | 7,920 |
| | 科学館補修費 | 1,265 | 0 | 1,265 |
| | 科学館施設整備基金積立金 | 7,889 | 7,889 | 0 |
| | 博物館管理費 | 15,613 | 9,332 | 6,281 |
| | 博物館企画展示費 | 546 | 0 | 546 |
| | アイヌ文化振興費 | 2,845 | 2,276 | 569 |
| | 郷土学習振興費 | 339 | 125 | 214 |
| | アイヌ文化伝承のコタン整備費 | 657 | 525 | 132 |
| 市民文化会館費 | 文化会館管理費 | 218,679 | 73,982 | 144,697 |
| | 文化会館設備費 | 24,785 | 0 | 24,785 |
| | 文化会館自主文化事業費 | 13,123 | 13,250 | △127 |
| | 文化会館補修費 | 23,337 | 0 | 23,337 |
| | 文化施設等整備費 | 8,439 | 0 | 8,439 |
| 大雪クリスタルホール費 | 大雪クリスタルホール管理費 | 188,917 | 32,818 | 156,099 |
| | 音楽堂自主文化事業費 | 4,782 | 4,755 | 27 |
| | 大雪クリスタルホール補修費 | 92,822 | 82,425 | 10,397 |
| 彫刻美術館費 | 彫刻美術館管理費 | 38,841 | 2,048 | 36,793 |
| | 中原悌二郎賞関係費 | 514 | 514 | 0 |
| | 彫刻美術館事業活動費 | 4,455 | 1,802 | 2,653 |
| | 旭川彫刻フェスタ開催負担金 | 300 | 300 | 0 |
| | 野外彫刻管理費 | 366 | 0 | 366 |
| | 彫刻美術館改修費 | 226 | 0 | 226 |
| | 公の施設（彫刻公園）建設基金積立金 | 104 | 104 | 0 |
| | 井上靖記念館管理費 | 24,279 | 2,128 | 22,151 |

# Ⅳ 基 本 計 画

# 1 第2期旭川市学校教育基本計画の推進

## （１）策定の趣旨

学校教育行政を推進するに当たり，学習指導要領の改訂や国の教育振興基本計画などを踏まえ，今後の本市の学校教育の計画的な推進に向けての基本的な方向性と，それを実現するための具体的な施策を体系的に示す「第２期旭川市学校教育基本計画」を策定する。

## （２）計画の期間

令和元年度から令和９年度までとし，計画期間の半ばである令和５年度に，国の第４期教育振興基本計画や北海道教育推進計画，社会情勢の変化，新たな教育的ニーズ等を踏まえ改訂した。

## （３）計画の内容

### ア　Ⅰ　基本理念

基本理念とその趣旨を示す。

### イ　Ⅱ　目指す子ども像

基本理念の実現に向けて，３つの目指す子ども像を示す。

### ウ　Ⅲ　計画の体系

基本計画の全体像を体系的に示す。

### エ　Ⅳ　目標と基本施策及び取組

目指す子ども像の実現に向けて，３つの目標，７つの基本施策，さらに基本施策に18の取組と23の指標を示す。

### オ　Ⅴ　計画の推進

計画の推進に当たっては，「計画（Plan）→ 実施（Do）→ 評価（Check）→ 改善（Action）」のＰＤＣＡマネジメントサイクルを活用し，毎年度，点検・評価を行うことで成果を客観的に検証するとともに，課題等を明らかにして翌年度以降の施策・事業等の展開に反映させる。

# ２ 旭川市社会教育基本計画の推進

## （１）策定の趣旨

社会教育行政を推進するに当たり，「第８次旭川市総合計画」に掲げた生涯学習社会の実現に向けて基本的方向性（理念，基本目標）を共有し，社会教育行政振興に資する基本施策・主な取組を体系的に示し，計画的な展開を図ることを目的として，「旭川市社会教育基本計画」を策定する。

## （２）計画の期間

平成28年度から令和９年度までとし，令和４年度に中間見直しを行った。

## （３）計画の内容

### ア　第１章　基本的な考え方

基本計画策定の経緯や趣旨，期間のほか，見直しの方向性などを示す。

### イ　第２章　基本方針

２つの基本理念と，その実現に向けて求められる社会教育行政推進の在り方を５つの基本目標として示す。

### ウ　第３章　基本計画

５つの基本目標の考え方，成果目標と成果指標，その目標を達成するために必要な基本施策等を示す。

### エ　第４章　現状と課題

これまでの基本計画の点検・評価の中で捉えられた現状と課題を示す。

### オ　資料編

- 成果指標一覧
- 旭川市社会教育委員会議名簿
- 旭川市社会教育委員会議における意見交換の経過

## （４）計画の推進

計画の推進に当たっては，「計画（Plan） → 実施（Do） → 評価（Check） → 改善（Action）」のＰＤＣＡマネジメントサイクルを活用し，毎年度，点検・評価を行い，課題等を明らかにして改善を行うことで，翌年度以降の取組に反映させる。

# Ⅴ　令和6年度 教育行政方針

# 1　基本理念，基本的な考え及び重点的な取組

**基本理念**　主体的に学び力強く未来を拓く人づくり

**基本的な考え（学校教育）**　未来を生き抜く力の育成や，学びの環境の整備，家庭や地域との連携・協働を推進する。

3つの重点的な取組

- 子どもたちに未来を生き抜く力を育む
  - ○次代を担う子どもたちが，社会の変化に対応し，自立して生きていく力を培い，誰もが輝き未来へはばたく教育を推進する。
- 子どもたちの学びの環境を整える
  - ○子どもたちの安全・安心を確保し，生き生きと学ぶことができる環境づくりを推進する。
- 子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる
  - ○学校種間の連携や地域とともに歩む教育を推進し，学校の教育力を高める。

**基本的な考え（社会教育）**　地域の魅力や資源を生かした学びの機会の充実と文化芸術活動の支援を推進する。

5つの重点的な取組

- 市民一人一人の主体的な学びの機会の充実
  - ○市民が主体的に学び，人生における各段階で直面する課題や社会的な課題を解決できるよう，学びに関する情報提供を行うとともに，様々な学びのニーズに応える学習機会の充実を図る。
- 市民の学びを支える環境の整備
  - ○社会の変化や新たなニーズに対応した施設運営や本市の特性を生かした事業を展開するとともに，市民が学習しやすい環境を整備する。
- 地域における学びの循環
  - ○市民が，学びの成果を地域づくりに生かしたり,学校，家庭，地域が連携･協働し,つながりを深めながら学び合えたりすることができるよう,地域の人材を活用し，学習成果を還元する取組を充実させる。
- 市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実
  - ○市民が，日頃から文化芸術に触れ，心豊かな生活を送ることができるよう，気軽に文化芸術に触れられる取組を進めるとともに，団体等への支援や関連施設を更に活用することにより，文化芸術の振興を図る。
- 郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成
  - ○市民が，地域を知り，郷土への愛着を深めることができるよう，アイヌ文化をはじめ地域に根付いた文化,ゆかりの文化財等の魅力を発信するとともに，その保存・活用に努め，次代へ引き継ぐ。

# 2 令和6年度(2024年度)教育行政方針

## 『はじめに』

教育行政方針の説明に先立ちまして，令和６年能登半島地震により亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げるとともに，被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

最初に，令和４年９月に，調査報告を受けたいじめの重大事態に関わりまして，亡くなられた女子生徒に対しまして，心から哀悼の意を表しますとともに，御冥福をお祈り申し上げます。教育委員会といたしましては，旭川市いじめ防止対策推進条例の制定を始め，いじめの防止対策を最重要課題として取組を進めてまいりました。引き続き，市長部局と一体となって，いじめの未然防止や早期発見，重大化防止の徹底を進めていく所存であります。

さて，新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行となり，社会が以前の活動を取り戻しつつある中，教育においては，様々な制約を受けたコロナ禍での経験を踏まえて，持続可能な社会の創り手の育成と，多様な個人それぞれが喜びや生きがいを，地域が幸せや豊かさを感じられる社会の実現に向けた取組が一層求められています。

このような動向を踏まえた上で，旭川市教育大綱の基本方針であります「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」の実現を目指し，関係機関等との連携を図りながら，教育行政を推進してまいります。

以下，学校教育，社会教育の順に，教育行政推進の重点的な取組について申し上げます。

## 『学校教育推進の基本的な考え』

はじめに学校教育についてであります。

子どもたちが，ふるさと旭川への愛着と誇りを持ち，それぞれの夢や目標の実現に向けて，生きる力を育み，未来へとはばたくことができるよう，安全で安心な教育環境を整備するとともに，学校・家庭・地域の連携・協働を推進し，令和の時代の豊かな学びの実現に取り組んでまいります。

令和６年度におきましては，第２期旭川市学校教育基本計画に基づき，３つの重点的な取組を進めてまいります。

### 子どもたちに未来を生き抜く力を育む

重点的な取組の１つ目は，「子どもたちに未来を生き抜く力を育む」であります。

確かな学力の育成につきましては，各学校において健康面に配慮しながら，ＩＣＴを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することにより，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めてまいります。そのため，教職員向けの研修会や学校訪問等を通して，本市の先進校による実践事例を普及させるとともに，全国学力・学習状況調査の結果分析に基づき作成した「指導の改善策」や，日々の授業づくりの要点をまとめた「授業ポイント集」の活用促進を図ってまいります。

また，タブレット端末の持ち帰りを，かばんの重さ等に配慮しながら，全ての小中学校で実施してまいります。英語教育につきましては，各学校にＡＬＴ及び小学校外国語活動サポーターを派遣するほか，長期休業期間に児童生徒を対象としたイングリッシュ・チャレンジ教室を実施するとともに，教員の英語力や指導力の向上を図る研修会を開催いたします。

いじめ防止対策の充実につきましては，旭川市いじめ防止対策推進条例や旭川市いじめ防止基本方針に基づく施策を推進し，学校・教育委員会と市長部局が一体となったいじめ防止対策「旭川モデル」の一層の充実を図ります。

また，いじめの未然防止に向け，関係機関や団体と連携した人権教育等の実施や，生活・学習Ａｃｔサミットの開催を通じ児童生徒の主体的な活動の支援に取り組んでまいります。

さらに，スクールカウンセラーの派遣により，各学校における相談体制の充実を図るとともに，いじめ対策に係る研修や学校訪問の実施により，いじめの積極的かつ幅広い認知や迅速な対処等の組織的な対応を徹底してまいります。

不登校への対応につきましては，教員による教育相談や家庭訪問と併せ，スクールカウンセラーによる支援を継続し，未然防止や初期対応の徹底を図ってまいります。

また，不登校児童生徒の登校再開や社会的自立に向け，教育支援センター「ゆっくらす」において，通室できない児童生徒に対し，オンラインによる対応などＩＣＴを活用した支援に新たに取り組むとともに，教員や保護者等を対象とした講演会を開催するほか，関係機関とも連携し，児童生徒一人一人の状況に応じた対応や保護者への支援を進めてまいります。

豊かな心の育成につきましては，道徳教育の一層の充実に向け，引き続き研修会を開催し，授業改善を図ってまいります。

また，児童生徒に命の大切さや思いやりの心を育成するため，「生命（いのち）の安全教育」やＳＮＳに関する学習を全学校で実施するとともに，パラアスリートを講師とした体験活動等を実施してまいります。

健やかな体の育成につきましては，児童生徒自らが目標を持って生活し，運動に取り組むことができるよう，教員研修を通じて，体育授業の改善を進めるなど，学校における体力向上等の取組の充実に努めてまいります。

学校給食につきましては，安全，安心を確保するため，給食調理施設の適正な維持管理や職員研修の実施など，衛生管理と安全管理の徹底を図ってまいります。

また，学校給食を通じ，食の大切さはもとより，地産地消，地域の食文化などについて幅広く学ぶことができるよう，生産者との交流なども行いながら食育を進めてまいります。

物価上昇による家計の負担増が続いていることから，令和５年度に引き続き，令和６年度においても，学校給食費を令和４年度と同額とし，保護者の負担増とならないよう支援してまいります。

子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進につきましては，児童生徒のふるさと旭川への理解を深め，郷土への愛着と誇りを育むため，キャリア教育等で活用できる地域人材や施設のリストを拡充し，各学校における地域の教育資源を効果的に活用した特色ある教育活動の推進を支援してまいります。

特別支援教育につきましては，増加傾向が続いている特別な支援が必要な児童生徒の教育的ニーズにきめ細かに対応するため，専門員による具体的な助言や研修により教員の専門性の更なる向上に努めるとともに，補助指導員を増員し，医療的ケアを含めた児童生徒の支援体制の充実を図ってまいります。

**子どもたちの学びの環境を整える**

重点的な取組の２つ目は，「子どもたちの学びの環境を整える」であります。

児童生徒の安全の確保につきましては，昨今の猛暑対策として，令和６年夏までに保健室，多目的室等にエアコンを整備するとともに，令和９年度までに，小中学校全ての普通教室及び職員室にエアコンを整備することを目指します。

学校の増改築につきましては，令和７年度２学期からの供用開始に向け，永山西小学校の工事を継続するほか，新たに豊岡小学校の体育館についても令和８年度からの供用開始に向け，工事を実施してまいります。

耐震化につきましては，日章小学校及び明星中学校の補強工事を継続するほか，雨紛小学校についても実施してまいります。

また，体育館のバスケットゴールの落下防止対策や，窓ガラスの飛散防止措置等の非構造部材の耐震化に着手するほか，校舎内照明のＬＥＤ化及び防犯カメラにつきまして，令和７年度の全小中学校への整備完了を目指し，順次工事を進めてまいります。

小･中学校の適正配置につきましては，児童生徒のより良い教育環境を整えるため，旭川市立小・中学校適正配置計画に基づき，地域の実情を踏まえ，保護者や地域住民の理解を得ながら学校の統合や通学区域の見直しに取り組んでまいります。また，令和６年度で第２期の計画期間が終了することから，これまでの経過や児童生徒数の推移などを踏まえ，次期適正配置計画の検討を進めてまいります。

就学援助制度につきましては，関係部局と連携し，各種制度や相談窓口についても周知するなど，支援制度活用に当たっての保護者負担の軽減ときめ細かな情報提供に努めてまいります。

**子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる**

重点的な取組の３つ目は，「子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる」であります。

地域の理解と協力を得た学校運営に向けて，各学校におけるコミュニティ・スクールの取組を着実に進めてまいります。

中学校の部活動につきましては，休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向け，各競技等に関する専門的な知識や技術を有し，部活動を単独で指導できる部活動指導員の配置拡充を図るとともに，市長部局や各競技団体等と連携した取組を進めてまいります。

グローバル化や情報化の進展で社会が急速に変化する中，全ての教員が教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め，自律的かつ継続的に新しい知識や技能を学び続けることができるよう，研修機会の充実に努めるとともに，研修履歴を活用した受講奨励を行うことにより，教員の資質能力の向上を図ってまいります。

また，一人一人の教員が持っている力を高め，発揮していくためには，教員がゆとりを持って子どもたちと向き合うことができる環境を整えることが重要であることから，保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら，旭川市立小中学校働き方改革推進プランに基づき，学校における働き方改革を推進してまいります。

服務規律の遵守につきましては，教職員一人一人が教育公務員としての自らの責任の重さを再確認し，不祥事根絶に向け強い危機意識を持って職務の遂行に当たるよう，徹底してまいります。

## 『社会教育推進の基本的な考え』

次に社会教育についてであります。

「生涯を通じた学びの振興」，「個性豊かな文化の振興」の着実な実施を目指し，市民の主体的に学ぶ意識の向上，学びの成果を地域に還元できる環境の整備，また，郷土への愛着を育むことを目的に，地域の魅力や資源を生かした学びの機会の充実と文化芸術活動の一層の支援を推進してまいります。

令和６年度におきましては，旭川市社会教育基本計画に基づき，５つの重点的な取組を進めてまいります。

### 市民一人一人の主体的な学びの機会の充実

多様なニーズに対応した学習機会，学習情報の提供につきましては，社会教育施設において児童，生徒向けの体験学習やイベントの充実に努めるほか，公民館でのスマートフォン講座や情報モラル講座などＩＣＴを活用した事業を実施してまいります。

ジオパーク構想の推進につきましては，地域おこし協力隊の配置により体制の強化を図るとともに，貴重な地域資源を題材とした学校向けの講座やジオツアーを開催することで，教育や観光振興につながる事業の充実を図ってまいります。

開館３０周年を迎える彫刻美術館におきましては，幅広い世代を対象とした彫刻教室を開催するほか，無料開館日を設けることで，多くの方々に彫刻に親しむ機会を提供してまいります。

### 市民の学びを支える環境の整備

重点的な取組の２つ目は，「市民の学びを支える環境の整備」であります。

施設の老朽化が課題となっている市民文化会館につきましては，令和５年度に策定する整備基本構想における施設のコンセプトや機能を踏まえ，建替えに向けた基本計画の策定に取り組んでまいります。

科学館におきましては，ドローンやＡＩといった近未来のライフスタイル変革につながる新しい技術を体験できる展示「１０ＴＯＷＮ（イチマルタウン）」を新たに公開するなど，魅力ある常設展示の充実に取り組んでまいります。

公民館におきましては，ＩＣＴを活用した事業を展開するとともに，多くの方に利用していただけるよう，インターネット環境を整備し，活用してまいります。

開館３０周年を迎える中央図書館におきましては，幅広い世代を対象とした講演会や，図書館の歴史を振り返るパネル展示を実施することで，改めて図書館の魅力を伝えるほか，旭川市子ども読書活動推進計画に基づき，全ての子どもが自ら読書に親しむことができる環境づくりを進めるとともに，電子書籍サービスの活用により読書環境の充実にも取り組んでまいります。

**地域における学びの循環**

重点的な取組の３つ目は，「地域における学びの循環」であります。

シニア大学につきましては，学生が社会の担い手として学習成果をそれぞれの地域で還元できるよう，地域共生社会の実現に向けたカリキュラムの充実を図ってまいります。

生涯学習フェアまなびピアあさひかわにつきましては，生涯学習に取り組む市民団体等で構成される実行委員会が企画・運営することで，より市民が主体となり学んだ成果を地域に還元する機会の一つとして開催いたします。

地域学校協働活動につきましては，新たにモデル地域を設定するとともに，地域と学校をつなぐコーディネーターを発掘，養成してまいります。

**市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実**

重点的な取組の４つ目は，「市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実」であります。

北海道音楽大行進を皮切りに開催する旭川ミュージックウィークでは，「空港で結ぶ友好都市提携」による文化交流により，豊中市から演奏者を招へいするほか，開館５０周年を迎える市民文化会館におきましては，オーケストラ公演や子ども向けのミュージカル公演などの記念事業を開催し，多くの方が様々な音楽に触れ，鑑賞することができる機会を創出してまいります。

文化芸術団体への支援につきましては，演奏会や展覧会などを実施する団体に対し経費の一部を補助するとともに，市民ギャラリーやリハーサルホールの運営を継続し，文化芸術活動の場の確保に努めてまいります。

文学資料館におきましては，旭川ゆかりの文学作品や漫画家等の紹介を引き続き実施するほか，ＳＮＳの活用など情報発信の更なる充実に取り組んでまいります。

**郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成**

博物館におきましては，ヒグマと人との関わりや上川盆地の自然と人々の関わりをテーマにした企画展を開催し，郷土の歴史や文化のほか，環境への関心を高める機会を提供してまいります。

アイヌ文化の普及促進につきましては，国の交付金やアイヌ施策推進基金を活用し，民間アイヌ文化施設を周知する取組を行うほか，「アイヌ神謡集」の著者である知里幸恵について，その業績やゆかりの地等を紹介することで，アイヌ文化への理解を広げるとともに，観光の振興につなげてまいります。

また，博物館においてアイヌ文化を紹介するイベントや市内小中学校向けのアイヌ学習プログラムを実施するなど，引き続きアイヌ文化の保存と伝承に取り組んでまいります。

優佳良織工芸につきましては，認知度向上や織子のスキルアップを図るため，織子が講師となって行う市民，観光客向けの織体験を支援することで，技術の伝承と普及促進を図ってまいります。

## 『むすび』

以上，教育行政推進の重点的な取組について申し上げました。

変動性，不確実性，複雑性，曖昧性などのＶＵＣＡといわれる時代において，児童生徒や市民のニーズに対応した新たな施策を進めながらも，学校における学びや生活，文化芸術に親しむといった日常の取組を着実に推進していくことが重要であり，その積み重ねが，旭川市に関わる人々の将来にわたる持続的な幸福や豊かさ，地域に対する愛着の形成につながるものと考えます。

教育委員会は，市長部局や地域社会との連携の下，学校教育部と社会教育部が両輪となり，教育行政を全力で推進してまいります。

市民並びに議員の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げ，教育行政方針といたします。